

1. 議事日程

〔平成26年第2回安芸高田市議会6月定例会第15日目〕

平成26年 6月27日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第49号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第50号 安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例
日程第4 発議第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について
日程第5 発議第7号 教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
日程第6 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

10番	先川和幸	11番	熊高昌三
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	浜田一義	教育長	永井初男
総務部長	沖野文雄	企画振興部長	武岡隆文
市民部長	小笠原義和	産業振興部長	清水勝

福祉保健部長兼福祉事務所長	中元寿文	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	叶丸一雅	消 防 長	久保高雄
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	河野谷文彦
美土里支所長	高本修	高宮支所長	中神岡眞保
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	西岡
総務課長	杉安明彦	財政課長	
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局次長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○塚本議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
監査委員より、平成26年5月分の例月出納検査の結果についての報告  
がありました。  
以上、写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

○塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委  
員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を  
求めます。

議会運営委員長 秋田雅朝君。  
○秋田議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会報告を行います。  
本日の会議の運営につきまして、去る6月26日に、議会運営委員会を  
開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたしま  
す。  
追加案件となる、「発議第6号」及び「発議第7号」の2件の取り扱い  
について、協議を行い、それぞれ提案理由説明後、質疑、討論、採決を  
行います。  
以上、報告を終わります。

○塚本議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において10番
先川和幸君、及び11番 熊高昌三君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第49号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第2、議案第49号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報  
酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題とい  
たします。  
本案は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長か  
ら審査結果の報告を求めます。

○山本 総務企画常任委員長

総務企画常任委員長 山本優君。

おはようございます。

総務企画常任委員会の委員長報告を行います。

平成26年6月13日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のあった議案について、6月23日に総務企画常任委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案第49号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、新たに設置する2つの職種の報酬額を決めるとともに、既存の非常勤特別職の報酬額の変更を行うものであります。

「地域包括ケア推進協議会委員」については、地域包括ケアシステム構築のため、体制の整備及び計画の策定を行う「地域包括ケア推進協議会」の設置に伴い、新たに決めるものであり、「鳥獣被害対策実施隊員」については、鳥獣被害防止施策を適正に実施するため「鳥獣被害対策実施隊」を設置することに伴い、新たに定めるものであり、それぞれ、その報酬の額を新たに決めるものであります。

また、「行政嘱託員」及び「行政嘱託補助員」については、お太助フォン利活用による配布物の数量及び回数を減らすことに伴い、報酬額を改めるものであります。

審査の中で、委員より、「鳥獣被害対策実施隊員の報酬額の設定について、捕獲活動と被害特定活動では、その活動内容の危険度が違うが、どのように考えているか。」との質疑があり、執行部より「捕獲活動は日額とし、被害特定活動は、現地に出向いて被害防止の助言や捕獲活動につなげていく作業のため、時間当たりの額としている。それぞれ活動内容とその危険度等を鑑みて定めている。」との答弁がありました。

また、委員より「行政嘱託員について、広報をお太助フォンへ移行することにより、段階的に減額していく内容だが、紙に書いたもののほうが見やすいという市民の声の中で、具体的な広報等のありようをどのように捉え、どれくらいの猶予を持ってやるのか。」との質疑があり、執行部より、「紙に書いたものを全くなくしていくのではなく、お太助フォンの情報を見てもらう努力と見やすい設計となれてもらうということを進めていく必要があると考えている。市の出している通知広報を大きく見やすい字でわかる内容、必要なものを必要なだけ載せていく取り組みなどを年内は続けていきたい。」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○塚本 議長

以上をもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第49号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第50号 安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例

○塚本議長 日程第3、議案第50号「安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例」の件を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

6月13日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を、次のとおり報告いたします。

付託のあった議案第50号につきまして、6月20日に文教厚生常任委員会を開き、市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第50号「安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例」は、地方税法第404条に規定されている固定資産評価員については、これまで議会の同意をもって選任しておりましたが、実務内容から、固定資産の評価に関する知識及び経験を有し、固定資産に関する事務を所掌する税務課長の職にあるものが最も適しているとの判断のもと、この評価員の設置に関し、必要な事項を定め、新たな条例として上程されたものであります。

審査中の質疑において、委員より、「固定資産評価員の選任には資格要件があるのか、また、講習や研修の受講が必要か。」との質疑があり、執行部より、「地方税法第404条第2項に、『固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者』と規定されており、税務関係職員や建設関係職員で、固定資産の評価に携わる職員が該当する。また、これらの職員は、評価に当たり、既に必要な講習等を受講しているため、新たに講習等を受講する必要はない。」との答弁がありました。

条例の趣旨、条文の内容等慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第50号「安芸高田市固定資産評価員の設置に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 発議第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

○塚本議長 日程第4、発議第6号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 発議第6号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」、提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」について、6月20日に委員会を開き審査した結果、採択いたしました。

現在、国内のウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定され、国の医療費助成も実施されているところですが、現行の助成制度の対象が抗ウイルス療法に限定されているため、ウイルス性肝硬変・肝がん患者の多くが対象外となっている現状があります。

この陳情の趣旨を踏まえ、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。以上を求める意見書を政府に対して提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、発議第6号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~

日程第5 発議第7号 教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

○塚本議長 日程第5、発議第7号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 発議第7号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」について、提案理由の説明をいたします。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書提出に関する陳情」について、6月20日に委員会を開き審査した結果、採択いたしました。

子どもたちに豊かで行き届いた教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことではありますが、日本の教育予算は、諸外国に比べ、GDPに占める割合が極めて低いのが現状であります。

この陳情の趣旨を踏まえ、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。以上を求める意見書を政府に対して提出するものです。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第7号「教育予算を増額し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 閉会中の継続調査の件について

○塚本議長 日程第6「閉会中の継続調査の件について」の件を議題といたします。  
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員